

砂利採取場における採取地の埋戻し基準

砂利採取場における採取地の埋め戻しについては、従来良質な土砂等を用いることとしているが、近年、建設発生土及び浚渫土を搬入し、埋め戻す事例が生じている。

この様な状況に鑑み、砂利採取法運用要領第3章11.(3).⑥に関し、下記のとおり定めたので、今後、この取り扱いについて十分に留意し、その運用に遺漏のないよう願います。

記

1 目的

この基準は、砂利採取地において土砂等を搬入し埋め戻しを行う場合の、埋め戻しに用いることのできる土砂等や工事の管理方法、手続き等の必要な事項を定めることにより、災害の防止及び地域住民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

2 定義

この基準において使用する用語は次の例による。

- (1) 「土砂等」とは、土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項の廃棄物を除くものとする。
- (2) 「建設発生土」とは、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号。次号において「省令」という。)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等とする。

3 埋め戻し土砂の種類及び安全基準

(1) 埋め戻しに用いることのできる土砂等

埋め戻しに用いることのできる土砂等は、砂利採取(洗浄)場・採石場から発生した表土や廃土・廃石、各自治体の条例に基づき採取した土砂または建設発生土とする。建設発生土を用いる場合には原則として茨城県内で発生したもので、次の要件にすべて適合するものでなければならない。

- ① 第1種建設発生土又は第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当すること。

※ 土質区分については発生土利用基準(平成18年8月10日 国土交通省通達)の表-1をもって確認すること。

- ② 土壌中に有害物質を含まないこと。

- ③ 産業廃棄物混合土を含まないこと。

(2) 各自治体の条例に基づく土砂等の安全基準

各自治体の条例に基づき採取した土砂は当該土砂を搬入する際に認可権者において現地調査を実施し土砂の性状を確認する。調査の結果、土砂の性状に疑義が生じる場合は本基準の建設発生土と同様の取り扱いとする。

(3) 建設発生土の安全基準

- ① 有害物質に係る安全基準は土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

を満たすこと。

- ② 土壌汚染対策法の要措置区域及び形質変更時要届出区域の土砂を含まないこと。
- ③ 水素イオン濃度指数が4以上9未満（地盤工学会基準JGS0211-2020*「土懸濁液のpH試験方法」による）であること。

(4) 建設発生土の調査方法

① 発生場所での分析

分析のための試料の採取は、原則として認可権者の立ち会いのもと、次により行うものとする。

ア 土砂等の発生の場所を、3,000平方メートル以内の区域に等分して行なうこと。

イ 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5mから10mまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点と当該境界との中点の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。なお、実際に埋戻しに用いる土砂等に係る深度から採取すること。

ウ 前号の規定により採取した土砂等は、3(4)①アの規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、3(4)①アの規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

② 埋め立て区域での分析

分析のための試料の採取は、原則として認可権者の立ち会いのもと、次により行うものとする。

ア 次の表の左欄に掲げる埋め立て区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行なうこと。

イ 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5mから10mまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点と当該境界との中点の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。なお、実際に埋戻しに使用した土砂等に係る深度から採取すること。

ウ 前号の規定により採取した土砂等は3(4)②アの規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、3(4)②アの規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

1ha未満	2	6ha以上7ha未満	8
1ha以上2ha未満	3	7ha以上8ha未満	9
2ha以上3ha未満	4	8ha以上9ha未満	10
3ha以上4ha未満	5	9ha以上10ha未満	11
4ha以上5ha未満	6	10ha以上	12
5ha以上6ha未満	7		

4 埋め戻し工事等の管理基準

(1) 埋め戻し工事の管理

砂利採取業務主任者は、次の事項を遵守し、適切に埋め戻し工事の管理を行なわなければならない。

- ① 土壌等の汚染及び災害が発生した場合に、原因を調査し場外撤去等対策を行うこと。
- ② 埋め戻し土砂が安全基準に適合していることの確認及びその記録を行うこと。

- ③ 認可外の埋め戻し土砂の搬入、混入を防止すること。

(2) 土砂等の搬入の管理

砂利採取業務主任者は、次の事項を遵守し、適切に土砂搬入作業を行わなければならない。

- ① 埋め戻し土砂搬入車輛を特定すること。
- ② 車輛搬入口にて通行車輛証等による特定車輛の確認や埋め戻し土砂の目視検査を行うこと。
- ③ 埋め戻し土砂に関する一日毎の搬入実績（会社名、車輛台数、総土量）を記録し、帳票等書類を保管すること。
- ④ 搬入に伴う道路の汚損防止を図り、周辺住環境の保持に努めること。
- ⑤ 周辺住民から疑義の申し入れがあったときは、すみやかに場内の立ち入りを認め、立ち会うこと。

5 認可権者の監督指導

認可権者は、立入検査等によって搬入土に不審な点を発見した時は、指示した搬入土の土質検査の実施、撤去等を命令することができる。

6 申請手続き等

(1) 手続き

建設発生土を埋め戻しに用いる場合には、砂利採取法に基づく必要書類等に加え、次の書類を提出しなければならない。

(2) 提出書類等

① 砂利採取場埋戻し計画書（様式1）

別表の書類と併せて認可申請時又は変更認可申請時に添付すること。

なお、採取計画認可後に、埋め戻しに用いる土砂等を建設発生土に変更をする場合は、認可申請又は変更認可申請を行うとともに、事前に変更後の様式1を提出すること。

② 開始届出書（様式3）

認可後に実際に埋め戻し土砂等の搬入を開始する前に提出すること。

③ 実績報告書（様式4）

実際に埋戻し土砂等の搬入を開始した日から3ヶ月を経過する毎に、認可権者立会のもと3(4)②により調査した試料の地質分析結果証明書等および土砂等を採取した地点の位置を示す図面を添付した上で、実績報告書を認可権者に提出すること。

埋め戻し土砂の搬入が3ヶ月を超える場合に、開始後3ヶ月を経過する毎に提出すること。土壤検査は3ヶ月経過後、2週間以内に行なうこととし、検査結果確認後、速やかに提出すること。

なお、採取と埋め戻しを同一地内で同時に行う場合であっても、報告するものとする。

④ 完了届出書（様式5）

認可権者立会のもと3(4)②により埋め戻し完了後、2週間以内に採取場内の土壤検査を行なうこと。土壤検査結果確認後、地質分析結果証明書等および土砂等を採取した地点の位置を示す図面を添付し、速やかに完了届出書を認可権者に届出すること。

附 則

- 1 この基準は、平成15年8月19日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

別表

添付資料等		計画書・届出書等	(様式1)埋め戻し計画書	(様式4)実績報告書	(様式5)完了届出書	備考
1	(様式6)土砂等発生元証明書		○			
2	(様式7)埋め戻し土砂等の発生から処分までのフローシート		○			
3	(様式8)土壌調査試料採取報告書		○	○	○	
4	(様式9)地質分析結果証明書		○	○	○	H3 環境庁告示第46号に基づくもの
5	土壌調査試料の採取地点の位置を示す図面及び現場写真		○	○	○	
6	埋め戻しに必要な土量を計算したもの(縦横断図等)		○			平面図、縦横断図など
7	埋め戻し土砂等に係る土量計算書		○			
8	埋め戻し用土砂等の確保状況を確認できる書類		○			残土証明書又は取引証明書
9	施工委託契約書の写し及び施工管理者の住民票又は謄本		○			埋め戻し工事を委託する場合
10	運搬委託契約書の写し		○			埋め戻し用土砂等の運搬を委託する場合
11	運搬経路図		○			道路地図にて指定
12	使用重機の所有者を証する書類					納税証明書等
13	重機の作業資格証の写し					
14	(様式2)誓約書		○			埋土管理者・埋め戻し業者・運搬者 各1部
15	他の行政庁の許認可届出等を証する書類		○			農転許可・工作物完成届・土取条例・改良区意見書等
16	その他知事が必要と認める書類					